

ユニット型 短期入所生活介護 利用料金一覧表

令和4年10月1日現在

基本利用料（保険給付の負担分／1日あたり）

費目	負担割合	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険サービス費 (ユニット型個室)	1割	581円	721円	773円	848円	931円	1,008円	1,084円
	2割	1,161円	1,441円	1,545円	1,696円	1,861円	2,016円	2,167円
	3割	1,742円	2,161円	2,318円	2,544円	2,791円	3,024円	3,250円

加算利用料（保険給付の負担分）

費目	1割	2割	3割	加算単位	内容の説明
(予)生活機能向上連携加算Ⅰ	111円	222円	333円	1月につき	リハビリテーションを実施している事業所又は医療施設の理学療法士等や医師からの助言を受ける事ができる体制を構築し、助言を受けた上で機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成、個別機能訓練加算算定している場合に加算されます
(予)生活機能向上連携加算Ⅱ	222円	444円	666円	1月につき	リハビリテーションを実施している事業所又は医療施設の理学療法士等や医師からの助言を受ける事ができる体制を構築し、助言を受けた上で機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等した場合に加算されます
(予)機能訓練体制加算	14円	27円	40円	1日につき	専従の機能訓練指導員を配置した場合に加算されます
(予)個別機能訓練加算	63円	125円	187円	1日につき	個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービスの提供を行った場合に加算されます
看護体制加算Ⅰ	5円	9円	14円	1日につき	常勤の看護師1名以上配置している場合に加算されます
看護体制加算Ⅱ	9円	18円	27円	1日につき	看護職員を最低基準配置よりも1名以上、上回って配置し且つ医療機関との連携により24時間の連絡体制を確保している場合に加算されます
看護体制加算Ⅲイ	14円	27円	40円	1日につき	上記加算Ⅰの要件に加え、前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者を70%以上受け入れた場合に算定されます
看護体制加算Ⅳイ	26円	51円	77円	1日につき	上記加算Ⅱの要件に加え、前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者を70%以上受け入れた場合に算定されます
医療連携強化加算	65円	129円	193円	1日につき	医療的ケアを必要とする状態の方を受け入れた場合に加算されます
夜勤職員配置加算Ⅱ	20円	40円	60円	1日につき	夜勤を行う介護、看護職員が最低基準配置を1人以上、上回っている場合に加算されます
夜勤職員配置加算Ⅳ	23円	45円	67円	1日につき	上記要件に加えて、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合に加算されます
(予)認知症行動・心理症状緊急対応加算	222円	444円	666円	1日につき	認知症日常生活自立度がⅢ以上であって認知症行動、心理症状が認められ在宅生活が困難であると医師が判断した場合に加算されます
(予)若年性認知症利用者受入加算	134円	267円	400円	1日につき	若年性認知症を受入れ本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合に加算されます
(予)送迎加算	205円	409円	613円	片道につき	送迎サービスを利用される場合に加算されます
緊急短期入所受入加算	100円	200円	300円	1日につき	緊急的な短期入所利用者に対応するため居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない利用者に対してサービスを提供した場合、加算されます

(予)療養食加算		9 円	18 円	27 円	1日につき	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に加算されます
在宅 中 重度 者 受 入 加 算	(1)看護体制加算Ⅰ又はⅢを算定	468 円	935 円	1402 円	1日につき	利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業者に利用者の健康上の管理等を行なった場合に加算されます
	(2)看護体制加算Ⅱ又はⅣを算定	463 円	926 円	1389 円	1日につき	
	(3)(1)(2)いずれの加算も算定	459 円	917 円	1376 円	1日につき	
	(4)看護体制加算を算定していない	472 円	944 円	1416 円	1日につき	
(予)認知症専門ケア加算Ⅰ		4 円	7 円	10 円	1日につき	利用者総数のうち、認知症の者の占める割合が2分の1以上。認知症介護実践リーダー研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合に加算されます
(予)認知症専門ケア加算Ⅱ		5 円	9 円	14 円	1日につき	上記要件に加え、認知症介護指導者研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し実施している場合に加算されます
(予)サービス提供体制強化加算Ⅰ		25 円	49 円	74 円	1日につき	介護職員のうち介護福祉士80%以上又は勤続10年以上介護福祉士35%以上に該当した場合に加算されます
(予)サービス提供体制強化加算Ⅱ		20 円	40 円	60 円	1日につき	介護職員のうち介護福祉士60%以上に該当した場合に加算されます
(予)サービス提供体制強化加算Ⅲ		7 円	14 円	20 円	1日につき	介護職員のうち介護福祉士50%以上又は常勤職員75%以上又はサービスを直接提供する職員のうち勤続7年以上30%以上に該当した場合に加算されます
(予)介護職員処遇改善加算(※)		Ⅰ 所定単位×83/1,000 Ⅱ 所定単位×60/1,000 Ⅲ 所定単位×33/1,000			1月につき	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うとともに、当該計画に基づき、適切な措置を講じ、実施した場合に加算されます
(予)介護職員等特定処遇改善加算(※)		Ⅰ 所定単位×27/1,000 Ⅱ 所定単位×23/1,000			1月につき	処遇改善加算を算定し、更なる賃金改善及び資質向上のための計画を策定、公表した場合に加算されます。 Ⅰ サービス提供体制強化加算等の最も上位の区分を算定 Ⅱ 上記以外の区分を算定
(予)介護職員等ベースアップ等支援加算(※)		所定単位×16日/1,000			1月につき	処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得している事と賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に使用する事で加算されます。

上記の金額につきましては、実際の精算時において端数処理により金額の違いが若干生じますのでご了承ください。(消費税は非課税です)

自己負担利用料

(※) 個別の介護度及び加算の請求項目によって金額が異なります。

(保険給付外の負担分)

区 分		費用の内容	日 額 (※負担限度額)	
居住費	ユニット型個室	室料及び光熱水費相当 (基準費用額:2,006円)	1段階 ※	820 円
			2段階 ※	820 円
			3段階① ※	1,310 円
			3段階② ※	1,310 円
			4段階	2,436 円
食 費		食材費及び調理に係る費用相当 (基準費用額:1,445円)	1段階 ※	300 円
			2段階 ※	600 円
			3段階① ※	1,000 円
			3段階② ※	1,300 円
			4段階	1,712 円

費 目	金 額	内 容 の 説 明
嗜好・補助食品代	実費	利用者の希望による、嗜好・補助食品を提供した場合
教養娯楽費	実費	希望によって参加されるクラブ活動や行事の材料費等
理美容代	2,500円/回 (カット)	理美容をご利用時 パーマ 5,000円、毛染め 5,000円 シャンプー、ブロー、顔そり 各500円
その他の費用	実費	・利用者の選択によって使用する電気製品代 ・希望によって参加する観劇、小旅行、講習等の費用